

第2章 障がい者施策及び特別支援教育に関する国内外の動向

1 国際的な動向

障がい者施策は、国際連合において「障害者権利宣言（昭和 50 年）」が採択されて以来、「ノーマライゼーション」を基本的な理念として進められてきました。

「ノーマライゼーション」とは、「障がいのある人も障がいのない人と同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活できる社会を目指す」という考え方です。

また、平成 6 年にはスペインのサラマンカで開催された「特別なニーズ教育に関する世界会議」において、障がいのある子どもを含めた万人のための学校を提唱した「サラマンカ宣言」が採択されました。

その後、平成 18 年 12 月に行われた国際連合総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、障がい者の権利や尊厳を大切にしつつ、社会のあらゆる分野への参加を促進することが合意されました。

この条約において、「インクルーシブ教育システム」（第 24 条）が明記され、人間の多様性の尊重を強化することや、精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させること、障がい者が他の者と平等に自己の生活する地域において初等・中等教育の機会を与えられること、個人に必要な合理的な配慮が提供されることなど、障がい者を包容する教育制度及び生涯学習を確保することが求められました。

このような障がいについての国際的な考え方の変化は、我が国をはじめ世界各国の福祉・教育に関する施策を、障がいの種類や程度別の固定的なものから、個々の状況に応じた柔軟なものへと移行させることとなりました。



特に、人間の生活を障がいの有無のみではなく、活動や参加の状況、また、周囲の環境などの広い視点から理解し、支援につなげることを目的とした「ICF^{*1}」や障がいは個人にあるのではなく、社会的な障壁が影響するという「障がいの社会モデル」の考え方は、今日の様々な施策等に大きな影響を与えています。

表 1 国際的な動向

昭和 50 年 (1975)	国際連合総会 「障害者権利宣言」の採択
昭和 56 年 (1981)	国際障害者年 テーマ「完全参加と平等」
平成 6 年 (1994)	ユネスコ「特別なニーズ教育に関する 世界会議」サラマンカ宣言 (「インクルージョン」の規定)
平成 13 年 (2001)	WHOにおけるICF (国際生活機能 分類)の採択
平成 18 年 (2006)	国際連合総会 「障害者の権利に関する条約」の採択 (インクルーシブ教育システム)

障害者の権利に関する条約（抜粋）

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
- (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

※1 ICF（国際生活機能分類 International Classification of Functioning, Disability and Health）
世界保健機関（WHO）において「ICIDH（国際障害分類）」の改訂版として2001年に採択された障がいの分類法。

2

国内の動向

(1) 「障害者の権利に関する条約」への批准

我が国は平成19年9月に「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成26年1月に批准、同2月に効力を生ずることとなりました。また、同条約への批准に先立ち、平成23年8月には、「障害者基本法」の一部改正が行われました。これにより「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」（第1条 目的）ため、とりわけ教育については、「障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」（第16条 教育）ことなどが盛り込まれました。

その後も平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定を行うなど「障害者の権利に関する条約」の批准に必要な国内法令の整備を経て、平成26年1月の批准に至りました。

平成28年4月には施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、行政機関等では「障害を理由とする不当な差別」や「合理的配慮の不提供」が禁止されました。また、同年6月には「発達障害者支援法」が改正（同年8月に施行）され、平成30年4月には「障害者総合支援法」が改正されました。



表2 国の動向

平成 5年(1993)	「障害者基本法」の制定
平成 15年(2003)	「支援費制度」の施行、「障害者基本計画」の策定・実施
平成 18年(2006)	「障害者自立支援法」の施行
平成 19年(2007)	「障害者の権利に関する条約」への調印
平成 21年(2009)	「障がい者制度改革推進会議」の設置
平成 23年(2011)	「障害者基本法」の一部改正
平成 24年(2012)	中央教育審議会初等中等教育分科会報告 「障害者総合支援法」の施行
平成 25年(2013)	学校教育法施行令の改正(就学先決定の仕組みの見直し)
平成 26年(2014)	「障害者の権利に関する条約」への批准
平成 28年(2016)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行 発達障害者支援法の改正 学校教育法施行規則の改正(高等学校における通級による指導の制度化)
平成 29年(2017)	ユニバーサルデザイン2020行動計画発表 小学校・中学校・特別支援学校学習指導要領(告示)
平成 30年(2018)	高等学校学習指導要領(告示) 障害者総合支援法の改正

(2) 教育施策について

障がいのある子どもの教育については、障がいの重度・重複化や多様化、発達障がいのある子どもの指導・支援等の課題に対応するため、学校教育法が改正（平成18年6月）され、「特殊教育」から「特別支援教育」へと転換（平成19年4月）しました。

特別支援教育とは、「障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」（平成19年4月1日付文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」）ものです。

その後、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告が行われ、発達障がいの対応をはじめとする様々な施策が各地域で図られるなど、特別な教育的ニーズに応じた教育支援体制づくりが進められました。

このほか、平成25年には学校教育法施行令の改正により、障がいのある児童生徒等の就学先決定について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小・中学校への就学を可能としていた仕組みを改め、新たに、市町村教育委員会が、個々の障がいの状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとし、その際、本人・保護者の意向を可能な限り尊重することとなりました。また、平成28年には学校教育法施行規則の改正により、高等学校における通級による指導が平成30年4月から制度化されました。

このような状況の中、学習指導要領が改訂され、小学校は平成32年度（2020年度）、中学校は平成33年度（2021年度）、高等学校は平成34年度（2022年度から年次）から全面施行となります。改訂された学習指導要領には、各教科における困難さへの対応について示されています。

今後は、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」に掲げられた「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえ、全ての学校の全ての教職員で特別支援教育を推進していくことが重要となります。

障害者基本法（抜粋）

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策
（教育）

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 本県の動向

(1) 障がい者福祉施策等について

本県では、障害者基本法の規定に基づき、平成19年3月に障がい者のための施策に関する基本的な計画である「みやざき障がい者安心プラン（宮崎県障害者計画）」を策定（平成26年3月改定）しています。

また、平成28年4月に「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」を制定し、平成30年4月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する宮崎県職員対応ハンドブック」を公表しました。

さらに、平成31年4月に「宮崎県手話言語等条例（仮称）」を制定・施行の予定です。

本県における障がい者福祉に関する取組のうち、特別支援教育と特に関連の深いものとしては、例えば、行政、企業、学校、就労支援機関等が、障がい者の雇用促進のために連携し、一体となって取り組むための「特別支援学校就労支援セミナー」があります。この事業は、県障がい福祉課が宮崎労働局や宮崎障害職業センターと共催し、高等部がある特別支援学校において就労に向けた心構えや準備しておくことなど、就職に対する意識を高めることを目的に実施されています。



(2) 特別支援教育に関する施策について

本県では、「特殊教育」から「特別支援教育」へ転換した時期に「みやざき特別支援教育プラン」を策定し、平成18年以降のおおむね5年間に推進する教育施策の方向性を示しました。その後、本プランに改定し、平成25年から平成34年度までの10年間における本県の特別支援教育を推進するための主な施策と方向性を示しました。

前期（平成25年度～平成29年度）では、「一人一人を見守り続ける」、「多様な学びを支える」、「社会との絆をつなぐ」の3つのビジョンのもと、6つの施策の柱に基づき、様々な施策を行ってきました。

今後は、東京オリンピック・パラリンピック（2020年）、本県で開催される国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭（2020年）、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会（2026年）や障がいのある方の生涯学習を踏まえた施策が必要となります。



みやぎ特別支援教育推進プラン（平成24年12月）策定後から平成29年度までの主な取組

一人一人を見守り続ける

☆ 共に学び支え合う理解啓発推進(充実)事業 (H25～H27、H28～H30)

高校生が、障がいのある方やその家族と共に学ぶ授業や特別支援学校が地域における文化祭等で、学校の活動を紹介し、地域の方々の理解啓発を図っている。

- ・次世代ペアレント授業の実施
- ・地域とつながる特別支援学校の実施など

☆ 夢にチャレンジ！特別支援学校自立支援推進事業(H25～)

特別支援学校において障がいのある生徒の可能性を育み、将来の自立に向け、キャリア教育の充実や企業等との連携を図り、自立支援を推進している。

- ・チャレンジ検定の実施など

☆ キャリアアップ！特別支援学校高等部生就労・自立支援事業

特別支援学校において企業等への就労に向けた理解啓発を強化し、高等部生の就職率の向上と自立支援を図っている。

- ・流通サービスチャレンジ検定の実施など

多様な学びを支える

☆ 特別支援教育チームコーディネーター配置事業(H20～)

専門性の高いコーディネーターを各地域の特別支援学校に配置し、一人一人の教育的ニーズに対応できるようにしている。

☆ 特別支援学校センター的機能充実事業(H25～H27)

特別支援学校において特別支援教育に係る研修や専門家派遣等により、特別支援学校のセンター的機能の強化を図っている。

- ・専門家の派遣
- ・授業力向上等のための研修会の実施など

☆ 「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート充実事業(H30～H31)

構築事業(H25～H26) 充実事業(H27～H29)

幼保小中高に在籍する障がいのある子どもが県内どの地域においても質の高い指導・支援を一貫して受けられるような支援体制を構築し、充実を図る。

- ・エリアコーディネーターの配置
- ・巡回相談の実施
- ・研修会の実施
- ・モデル園、拠点校、推進校等の配置など

社会との絆をつなぐ

☆ 県立高等学校生活支援推進(充実)事業(H21～)

肢体不自由のある生徒への介助や聴覚障がいのある生徒への要約筆記等を行う支援員を配置している。

☆ 県立特別支援学校整備事業

特別支援学校において教室不足や長時間通学に対応するため、新たな教室等の整備の充実を図り、子どもの負担軽減を図っている。

☆ 特別支援学校医療的ケア実施事業(H25～)

特別支援学校において、常時医療的ケアを必要とする児童生徒が安全で安心な学校生活を送るとともに保護者の負担軽減を図るため、看護師を配置している。

☆ 文化・芸術・スポーツを通じた心のバリアフリー推進事業(H27～)

障がいのある子どもとない子どもが交流及び共同学習を通して心のバリアフリーの推進を図っている。

- ・交流及び共同学習の実施
- ・理解啓発活動（交流及び共同学習の紹介）
- ・教育フォーラムの実施